

## 子育て住宅促進区域部会の設置について

## 1 子育て住宅促進区域部会の設置（住宅審議会運営規程の改正）

住宅審議会における審議を円滑に行い、専門的、機動的、効率的な検討を行うため、下記部会を住宅審議会規則第7条に基づき設置することとし、住宅審議会運営規程を改正する。

## 【住宅審議会運営規程の改正】

現 行	改 正 案
<p>住宅審議会運営規程 (略)</p> <p>(部会及び部会の議決をもって審議会の議決とする事項)</p> <p>第5条 <u>審議会に置く部会の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>政策部会</u> <u>住宅に関する総合的施策の推進に関する事項</u></p> <p>(2) <u>県営住宅管理部会</u> <u>県営住宅の管理に関する事項</u></p> <p>2 <u>規則第2条第1項第1号から第7号までに規定する事項に関しては、規則第7条第6項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とするものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>住宅審議会運営規程 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 <u>審議会は、子育て住宅促進区域の指定等の施策の推進に関する事項を調査審議させるため、子育て住宅促進区域部会を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>子育て住宅促進区域部会の議決については、規則第7条第6項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とするものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年3月26日から施行する。</u></p>

## 【子育て住宅促進区域部会】

部会長	檜 谷 美恵子	(住宅政策)
委員	安 田 丑 作	(住宅計画)
	清 水 陽 子	(都市政策)
	松 原 永 季	(まちづくり)
	穎 川 久 美	(消費者)

議論の必要に応じて、住宅審議会運営規程第3条の規定に基づき委員以外の者を適宜招致する。

## 2 スケジュール（予定）

3月26日：審議会（委員改選、部会設置）  
第1回部会（区域指定要件、調査審議内容）

5～6月：第2回部会（具体の案件を調査審議）  
※区域数等によっては複数回開催

年度内：審議会（予定）